

コンプライアンス規程

熊本県ハンドボール協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、熊本県ハンドボール協会（以下「本協会」という。）における基本理念及び倫理規範に基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の役員及び会員、関係者等に対して適用する。

(会長)

第3条 会長は、コンプライアンスへの取り組みを経営の基本方針の一つとし、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上を図る。

(役員及び会員、関係者等)

第4条 役員及び会員、関係者等は、法令等を遵守し、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。

2 役員及び会員、関係者等は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 他の役員または会員、関係者等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の役員または会員、関係者等に対する法令等に違反する行為を行うことの許可、承諾又は黙認
- (4) 他の役員または会員、関係者等若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス推進体制)

第5条 本協会におけるコンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定は、理事会が行う。

- 2 理事会の直属機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
- 3 コンプライアンス委員会は、協議・協議内容を理事会に報告する。
- 4 コンプライアンス委員会は、委員は副会長及び理事長で構成し、委員長は副会長の内1名がこれに当たる。
- 5 コンプライアンス委員会は、原則として上・下半期の年2回開催する。

6 コンプライアンス委員会の事務局（以下、「コンプライアンス委員会事務局」という。）は、理事長が担当し、事務局長となる。

（コンプライアンス委員会）

第6条 コンプライアンス委員会は、次の権限を持つ。

(1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び廃止に関する理事会への付議

(2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の 施行にあたり必要となるコンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム等の協議及び決議

(3) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議

(4) その他必要事項

（コンプライアンスマニュアル）

第7条 委員会事務局は、コンプライアンスマニュアルを整備し、役員及び会員、関係者等に周知すると共に、定期的に内容の見直しを行い、必要に応じ所定の手続きを経たうえで、随時更新できるものとする。

第3章 コンプライアンス違反の対応

（相談）

第8条 役員及び会員、関係者等は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある場合（以下、「コンプライアンス違反行為等」という。）には、協会事務局長若しくは関連する理事（委員長）に相談・通報する。

2 相談・通報を受けた協会事務局長若しくは関連する理事（委員長）は、その内容について、委員会事務局長に報告しなければならない。

（対応）

第9条 委員会事務局長から報告を受けたコンプライアンス委員会は、相談・通報を受けたコンプライアンス違反行為等の事実関係を調査し、対応する。

2 コンプライアンス委員会は、調査する内容によって、関連する委員会のメンバー、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

（報告）

第10条 コンプライアンス委員会は、定期的にコンプライアンス違反行為等の対応について、理事会に報告する。但し、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項については、速やかに理事会に報告する。

（処分）

第11条 コンプライアンス委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が明らかになった場合、その内容を会長に報告する。

2 会長は、その内容が就業規則等に基づき処分が相当であると判断した場合には、処分する。

(是正措置)

第12条 コンプライアンス委員会は、是正措置及び再発防止策を講じる必要がある場合は、関係各理事（委員長）に対して、会長名で是正措置命令を出す。

2 是正措置命令を受けた関係委員長は、遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を記載した報告書を委員会事務局に提出する。

3 委員会事務局長は、提出された報告書の内容を検討し、コンプライアンス委員会に報告する。

第4章 その他

(解釈上の疑義)

第13条 この規程の解釈について疑義を生じた場合、委員会事務局長はコンプライアンス委員会で協議の上、これを決定する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規程は、2023年4月1日から施行する。